

取扱注意

郵便物認定通報書

令和 年 月 日
認定通報 第 号
(認定通報書番号)

日本郵便株式会社 ○○郵便局長 殿

○○外郵出張所長 印

令和 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の2第3号・第4号物品（輸出してはならない貨物）に「該当する・該当しない」と認定したので通報します。

おって、貴局における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において令和 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印